

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月7日

大阪市会議長 角 谷 庄 一 様

提 出 者

岡 崎 太	西 川 ひろじ	山 田 正 和
山 下 昌 彦	守 島 正	木 下 誠
ホンダ リ エ	大 橋 一 隆	丹 野 壮 治
田 辺 信 広	太 田 晶 也	北 野 妙 子
川 嶋 広 稔	黒 田 當 士	西 徳 人
杉 田 忠 裕	明 石 直 樹	土 岐 恭 生
山 中 智 子	井 上 浩	

(別 紙)

大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

目次中

「第8章 選挙（第39条・第40条）

第9章 委員会（第41条—第54条）」

を

「第8章 選挙（第39条・第40条）

第8章の2 参考人（第40条の2）

第9章 委員会（第41条—第54条）」

に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 参考人

（参考人）

第40条の2 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人の発言は、その聴こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 議員は、参考人に対して質疑することができる。但し、参考人が議員に質疑することはできない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

本会議における参考人招致に関し必要な事項を定めるため、会議規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市会会議規則（抄）

目 次

第1章－第8章 省 略

第8章の2 参考人（第40条の2）

第9章－第20章 省 略

附 則

第8章 省 略

第8章の2 参考人

（参考人）

第40条の2 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人の発言は、その聴こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 議員は、参考人に対して質疑することができる。但し、参考人が議員に質疑することはできない。